



●発行/杉並区 ●編集/広報課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話は ☎3312-2111
FAX 3312-9911(広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

広報 すぎなみ

平成12年 4 / 1 NO.1509

主な記事

今日から杉並が変わる..... 1～3面
清掃事業どう変わるQ&A..... 4面
新番組「すぎなみニュース」..... 7面
区役所の事務室一部変更..... 8面
緑化計画の調整基準等を変更..... 8面

〈発行日〉毎月1日・11日・21日

今日から杉並が変わる

杉並区がもっと身近で自立した自治体になります



杉並区の年輩者が夢を語り、日本の年輩者が夢を持てる、そんな21世紀を期待しますね。——吉村郁男さん

杉並区が本当に自立した自治体に生まれ変わる新しい時代が始まります。これからは、区民の皆さんに身近なことは、区民の声が一番届きやすい区が、今まで以上に取り組んでいきます。新しい杉並区へのスタートに当たり、区民の方に未来への期待と思いを語っていただきました。

詳しいインタビューの内容は
2～3面に掲載しています



自分たちで教科書や授業を選べるようになるといいな。——「ゆう杉並」中・高校生運営委員の皆さん



落ちていたアルミ缶を見ると「あ、電気が落ちている」というような感覚です。——小澤千鶴子さん

特別区制度改革と 地方分権のあらまし

4月1日から、区を「基礎的な地方公共団体」とする特別区制度改革と地方分権改革が行われ、新たな地方自治の時代がスタートします。

これまで、区は一般の市とは違い、区民の皆さんに第一義的に行政責任を負う最も身近な自治体とは認められていませんでした。区は東京都の内部的団体として位置づけられ、事務権能上の制約や特例が設けられていました。清掃事業など市が行っている仕事の一部も、これまで東京都が行ってききました。

しかし、今回の特別区制度改革により、清掃事業など区民の暮らしに身近な仕事を区が行うことになったのははじめ、財政面でも自主性が強化されることになりました。

また、地方分権では、国と地方の関係を上下から対等・協力の関係に変え、身近な行政サービスは地域の自治体が責任を持って担うことが明確になりました。

これからは、自治体の自主性や自立性を発揮し、地域の特性にあった個性のあるまちづくりを進めていくことが重要になります。区では、区民の皆さんとのパートナーシップのもとに、地域の問題解決に努めていきます。今回の改革は区の自治を大きく発展させる意義あるものですが、税財政制度のあり方など、今後も見直していく必要がある課題がまだ多く残されています。

区は、自治と分権の成果を生かし、区民の皆さんとともに、杉並の自治のさらなる発展に向けて、今後も取り組んでいきます。

杉並から語ろう、自治の未来を

杉並の自治を考えるつどい

新たな地方自治のスタートを機に、今後の杉並の自治とまちづくりを区民の皆さんと一緒に考えるつどいを、5月27日、28日に開催します(会場「セシオン杉並」)。詳細は後日、本紙でお知らせします。問い合わせは、企画課へ。

未来の夢を語る



現在、荻窪保健センターで「オリーブの会」という健康づくりのグループをつくって活動しています。

活動内容は、月に一度ウォーキングをして、おいしいものを食べたり、おしゃべりをしたり、そんなざくばらんに楽しくワイワイ活動しているグループです。

この4月から杉並区の性格が大きく変わり、自主性と自立性が確立するそうですが、私は、地域の年輩者も、もっと自主性と自立性を持つて、区と積極的にいかかわっていかねばならないと思います。

昔、村の長老や高齢者は、子どもや若者、年輩者たちに尊敬されていました。それは、高

年輩者はもっと夢を語ろう

吉村郁男さん

年齢に自主性があり、自立していたからだと思うんです。そのためには、もっと区民の一人ひとりが健康に留意して健やかに暮らさなければならぬ。自分自身が病気になるような生活を送るようになっていかなければならないです。

そして我々年輩者が、「年を取ったらあの人のしていることをしてみたい」、「あの人たちのしていることはいいなあ」と地域の子どもたちからうらやまされるような活動をし、区とも積極的にいかかわっていくことが大切なんじゃないでしょうか。

そうした活動を支援する杉並区も、もっと年輩者や高齢者を元気づけるような施策を行ってほしいですね。広報紙でPRしていくことも必要でしょうし、杉並区の話が地域やサークルの口コミで広がっていくような魅力ある施策を期待しています。

そして、杉並区の年輩者が夢を語り、日本の年輩者が夢を持つ、そんな21世紀を期待しちゃいますね。

私の21世紀です。私から結婚してよかったと思われようかな男にならんかなやなりませぬ。だって、女房に嫌われてる男が、地域や子どもたちに好かれ、みなさんと活動できるはずありませんから。

写真と本文は関係ありません。

私たちの夢や可能性を膨らませてほしい

浅野純さん(高3) 河津慶祐さん(高3) 早乙女順二さん(高2)
佐藤貴彦さん(高1) 橋篤さん(高3) 辻野麻実さん(高1)

「魅力のある学校や授業って何だと思っ？」
「小学校では基本やルールをわからなければいけないと思うけど、中学校では、広く浅くいろいろな事を教えて私たちの可能性をのばしてほしい。」
「先生からの押し付けじゃなくて、先生と生徒が協力し合って行事や企画が出来るようになるといいよね。」
「他校とのつながりや情報交換の場もあるといいな。」
「教科書は図や写真のたくさん入っている物が見やすく、良いと思う。教科書が変わると同じ教科でも授業の内容も変わってくる。自分たちで教科書や授業を選べるようにしたい。」
「そうだね。体育の授業もいろんなスポーツを少しづつやってみたい。例えばバディとか、今まで授業でやらなかった種目も取り入れたらそこからプロが育つかも知れない。」
「受けてみたい授業は、いろんな職業の人の話。まちのお寿司屋さんとかから聴いたり、知っているけど得な事、例えば災害の時に身近な物で火を起したり、飯ごう炊さんの方法とか。授業以外でも私たちの知りたいことはたくさんあるよね。」
「先生の代わりに生徒が交代で授業をするときがあってもおもしろいと思う。先生は違うところの指摘や補足を言うだけ。みんな一生懸命勉強するかも(笑)。」
「ところで、今度から杉並区がごみを集めるようになるんだよね。」
「朝、カラスがごみをつついて怖いよ。」
「収集時間がまちまちで、出そうと思ったら収集後だったりする。収集場所ごとに時刻表がはってあるといいな。ほかに、ごみの収集場所を担当する職員の人と地域の人たちが話し合える場を作れば、お互いにいい方法を考えていけるんじゃないかな。」



杉並区一般廃棄物処理基本計画

(基本理念) 循環型都市 杉並の創造

基本目標

1. 区民、事業者、行政の協働による発生・排出抑制
2. 循環型都市に向けた資源化システムづくり
3. 廃棄物の適正な処理による快適な環境づくり

清掃・リサイクル

4月から、清掃事業が都から区へ移管されました。ごみの収集から運搬といった区民の日常生活に密着した仕事は、杉並区などの23特別区が行います。

区では、清掃事業を実施するに当たって、ごみ処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。この計画では、「循環型都市杉並の創造」を基本理念として掲げました。基本目標は「ごみの発生抑制、リサイクル、適正な処理の三つです。今後、区民と事業者と区が協力体制をとりながら、リサイクル清掃事業をすすめます。また、これから区民参加の清掃審議会を設置するなど、区民の意見を取り入れながら事業を進めていきます。」(4面に清掃事業Q&A)

問い合わせは、清掃管理課へ。

個性ある杉並へ

山田宏区長から区民の皆さんへ



「杉並流」を創ろう

『やせ蛙負けるな一茶これにあり』
これは、江戸時代の俳人小林一茶の有名な句ですが、「自治」とか「自立」という言葉から、私はいつもこの一句を思い浮かべます。たとえば、はやせていても、精一杯自力で生きる小さな蛙を自分になぞらえ、拍手を送りたくなる気持ちは、万人共通のものでしょう。

23区が「市」並みの自治を獲得したということは、今まで都という親蛙の後ろを、びよこんびよこんとついできた23匹の子蛙が、各々責任をもって、自分に合った生き方や考え方をスタート

したということ。また、これらの道程は、大繁栄のチャンスもあれば、いばらの道もあるということでもあります。

私は、この機会を杉並区発展のチャンスととらえ、みなさんと一緒に、一茶の句の「蛙」のように、自立心と賢明さと忍耐力、そして少しの勇気を合わせて、杉並流の本来の自治を実現し、杉並が平和と幸福と繁栄の点で、どの地域にも負けない地域にしたいと決意を新たにしています。

ここでのみなさんのご意見のように、高齢者がいきいきと自立している杉並、分別を徹底しごみゼロの杉並、個性あふれる教育が次々と生まれている杉並、ということも目標にしたい点ですね。

『杉並区負けるな区民これにあり』でいきましょう。



昔とくらべて、家庭から出るごみは量も増えましたが質が変わりましたよね。化学物質や有害物質が含まれているごみがすごく多くなったでしょう？

「環境問題」っていうと、常に住民が被害者みたいな雰囲気

で語られますが、そういうごみを出している自分たちは加害者でもあるんだということを自覚しなければならぬと思います。

私はアルミ缶の回収もやってますが、アルミ缶をリサイクルすることで製造段階での電気代が大幅に節約できるんですよ。落ちてくるアルミ缶を見ると

「あ、電気が落ちていく」というような感覚です。近所の人たちにそういう話をすると、皆さん協力してくれますし活動の輪が広がっていくんです。

ごみの分別にしても、分別しないと回収してくれないからとしぶしぶやる

るのではなく、必要性を感じてできるようにすれば本物です。

何でもかんでも役所に任せるという時代は終わつたと思います。これからは区民と行政とが互いに信頼し、協力し合っ

て住み良い環境を作って行かなくてはならないのではありませんか。行政は私たち区民の力を評価して活用し、逆に区民に信頼されるように、区

長さんや職員の方がどんだん町に出てきてもらわないと。役所のお知らせにとどまらない、様々な情報提供してほしいと思います。

今後はごみの収集などを区役所がやることになるんですよ

環境問題は地域から 小澤千鶴子さん

ね。今までは23区で画一的なごみ収集をしてきたわけですが、

例えば新宿の繁華街と杉並の住宅街ではごみの質も量も違うはずですから、実状に合わせた収集が必要になります。

分別が徹底してできるような工夫もすべきでしょう。ごみ以外の分野も含めて様々な「杉並方式」ができることを期待しています。

来年は21世紀なんですね。次の世代に負荷を残さないように、良い環境を残していきたいと思っています。そのために私たちができることをこれからもこつこつやっていきます。

区が定める都市計画は、知事の承認が廃止され、同意を必要とする協議によって決定できる

まちづくり

今回の特別区制度改革と地方分権で、杉並区のみならず、地方分権が拡大しました。

まず、地方分権一括法により、都市計画法及び政令が改正され、区市町村の都市計画の権限が広がりました。

主な改正点は、これまで地方自治法に基づき任意に設置されていた区の都市計画審議会が、都市計画法に基づいて設置できる(審議会の法定化)

審議会の役割が広がり、審議会が関係行政機関に建議できる

教育

区の教育委員会にも4月から各種の教育事務が移りました。

まず、区立学校で使用する教科書の採択について、これまでは都が行っていました。これからは、区が杉並の学校に適した教科書を、直接責任をもって選定していきます。

次に、教育課程の取り扱いについては、区で教育課程の編成基準・資料を作成していきます。

問い合わせは、指導室へ。

保健衛生

4月から、地方分権により「毒物及び劇物取締法」の事務の一部が、特別区制度改革により「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の事務が、都から区に移管されました。

近年、毒入りカレー事件など、毒物や劇物による事件・事故が多発しています。薬物乱用でよく使用されるトルエンなどの薬物も、毒劇物に該当する場合があります。こうした事件や事故を防止し、万一発生した場合には速やかな対応を図るための事務の一部を、区が担当します。毒物及び劇物に指定された薬物を区内で販売しようとする場合は、

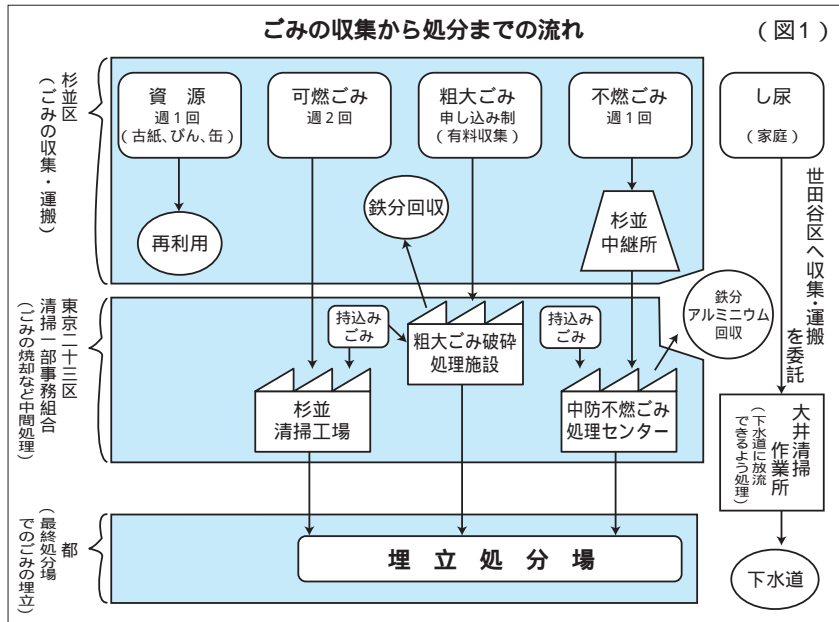
区長に販売業の登録を申請します。さらに、区は毒劇物を販売している施設に立ち入り、毒劇物の保管管理、

問い合わせは、杉並保健所生活衛生課へ。

問い合わせは、都市計画課(建築確認・許可は建築課)へ。

問い合わせは、杉並保健所生活衛生課へ。

今日から清掃事業が区の仕事に 何が変わる? どう変わる?



Q1 杉並区がごみの収集から処分までのすべてを独自に行うのですか?
A1 区が独自に行うのは、ごみの収集と運搬です。ごみの中間処理(焼却、破砕など)・し尿の処理は、「東京二十三区清掃一部事務組合」による23区の共同処理とします。

Q2 収集日や収集方法などは変わりますか?
A2 変わりません。資源(週一回)、不燃ごみ(週一回)、可燃ごみ(週二回)の収集曜日・方法は、いずれもこれまでとおりです。家庭ごみについては、これまでどおり原



Q3 事業系ごみや粗大ごみの出し方は変わりますか?
A3 事業系ごみや粗大ごみを出すときには、はつていただいている「有料ごみ処理券」が、都のシールから「杉並区シール」(図2、3)に変わりました。「杉並区シール」は、「ごみ処理券取扱所」(図4)の標識があるお店で販売しています。処理手数料(販売金額)はこれまでと同じです。

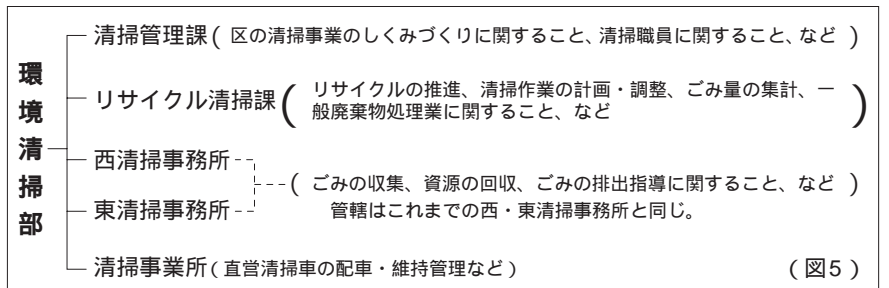
Q4 粗大ごみの申し込みや出し方は?
A4 これまでと同じです。事前に「粗大ごみ受付センター」(296-7000)へ電話で予約してください。

Q5 清掃の仕事について、区の担当窓口はどこですか?
A5 新たに清掃事業を担当する区組織は(図5)のようになります。今後、区民の皆さんの声を取り入れる清掃審議会も設置します。なお、杉並清掃工場は、平成17年度まで東京二十三区清掃一部事務組合 5361-3611が管理運営します。

図4

図3

図2



4月6日 ~ 15日 春の杉並区交通安全運動

おもいやり 人に車に この街に

急激に増加した交通事故。平成11年中に、区内では二九八件の交通事故が発生しました。これは、前年に比べ六九五件の大幅な増加になっています。また、交通事故による死者数は一三名、負傷者数は三五二名と厳しい交通情勢となっています。

新しいスローガンは、「交通安全は、交通の場に参加するすべての人がお互いの立場を尊重し、思いやる心を持つことが必要であり、自分たちの住んでいる街から交通安全の輪を広げていくことが大切である」ことを訴えています。

交通安全の輪を杉並に。平成11年中は、確かに厳しい交通情勢となりましたが、このスローガンがあるように、交通安全の輪を「杉並」に広げ、交通事故のない安全な街にしていきたいです。

問い合わせは、計画調整課または、各警察署(杉並 3314-0110 / 高井戸 3332-0110 / 荻窪 3397-0110)へ。

平成12年度の国民健康保険料

介護保険制度がスタートしたことによって、国民健康保険加入者(被保険者)のうち、年齢が40歳から64歳までの方(特定の施設に入所されている方を除く)は、すべて介護保険第二号被保険者となり、国民健康保険料に介護分保険料が加算されることとなります。

このため、12年度の国民健康保険料は、年齢によって次のようになります。

医療分保険料(基礎賦課額) 従来の国民健康保険料

所得割額 世帯の被保険者全員の住民税(特別区民税・都民税)合計額に、所得割率一〇〇分の一九四を乗じた額(11年度は、一〇〇分の一八七均等割額) 被保険者一人につき、二万六〇〇円(11年度と同じ)【賦課限度額】一世帯あたり、五三万円(11年度と同じ)

介護分保険料(介護納付金賦課額) 40歳から64歳までの方に加算される保険料

【所得割額】世帯の該当者全員の住民税合計額に、所得割率一〇〇分の一四を乗じた額【均等割額】被保険者一人につき、七二〇〇円【賦課限度額】一世帯あたり、七万円

40歳未満の方 の医療分保険料のみの請求となります。

40歳から64歳までの方 の医療分保険料と介護分保険料の合算額を、国民健康保険料として請求します。

65歳以上の方 の医療分保険料のみの請求です(介護保険料については介護保険課からお知らせいたします)。

特別区制度改革と国民健康保険

自立した被保険者に。今まで、杉並区など特別区の国民健康保険事業は、法令の規定により、東京都が事業や財源などについて調整を行ってまいりました。4月1日からの特別区制度改革で、このような東京都による特殊な調整が廃止され、特別区各々は自立した被保険者になります。

制度改革と保険料

制度改革によって、保険料率等も、特別区各々が独自に決めることができるようになります。

問い合わせは、国民健康保険課資格課係へ。



行事

ハガキ記入例 (1人1枚)

行事名
住所
氏名(フリガナ)
年齢
性別
電話番号

往復ハガキには返信用のあて先も記入を
あて先は各記事の申込先
託児(3歳~就学前)のある行事は、託児希望の有無、お子さんの氏名・年齢・性別も記入

催し



野草展

オタマキ、エビネ、サクランボなどを展示します。
【日時】4月21日(土) 23日の午前10時~午後4時
【会場】大田黒公園(荻窪3 33 12)【入場料】無料
希望者は、直接会場へ。
問い合わせは、大田黒公園

園管理事務所 3398 5814へ。
車での来場はご遠慮ください。

環境フォーラム in 杉並

松の葉によるダイオキシン測定結果をもとに、ダイオキシン問題を考えます。
【日時】4月16日(土) 午後2時~4時【会場】阿佐谷地域区民センター(阿佐谷南1 47 17)【講師】撰南大学教授・宮田秀明さん
【参加費】無料
申し込み・問い合わせは、

北東京生活クラブ生協 3970 4632へ。

講座・講演



学校開放公開講座

向陽中「絵手紙」入門講座
下手がいい下手でない
まず描いてみませんか
身近な花や野菜、果物などを描き、短い言葉を添えて相手に心を伝えます。
【日時】5月12、26日、6月9、23日、7月14日の

文化・交流協会の催し

莊村清志

ギターコンサート

莊村氏と親交の深かった故・武満徹氏がギターのために作曲した曲をはじめ、ギター音楽の定番といわれる名曲を演奏します。
【日時】6月3日(土) 午後2時30分開演(2時開場)
【会場】セシオン杉並(梅里1 22 32)【曲目】一部
■武満作品から「森の中



莊村清志さん

で、「エキノクス」、「オーバー・ザ・レインボー」、
「ロンドンデリーの歌」他、
二部「アルハンブラの想い出」、「禁じられた遊び」
他【入場料】三〇〇〇円
(全席指定)【定員】五六八名【チケット発売開始】4月5日(土) 午後1時(会員は午前10時)【販売窓口】文化・交流協会文化係(上荻窪3 29 5杉並会館内) 5311 7035(初日は電話予約のみ) 区役所(西棟二階近畿日本ツーリスト区役所内店) / いずれも月(金曜日(祝日は除く)) 午前9時~午後5時 各地域区民センター開館日の午前9時~午後8時

今もつとも注目される演
出家の一人である宮田慶子
さんの指導により、芝居の
立ち上がりから初日を迎える
までのプロセスが体験でき
る全五回のワークショップ
です。最終回には劇団青
年座演劇公演「フユヒコ」
の舞台にこの見学を含む
宮田さんによる演劇セミナー
も開講されます(セミナー
のみの申し込み可)。
【日時】第一回「4月16日
午後1時~4時、第二回
「29日 午後4時~7
時、第三回「30日 午後1
時~4時、第四回「5月6
日 午後4時~7時、第五

回(演劇セミナー)「7日
午後1時~5時30分(舞
台にこの見学は3時)【会
場】第一回~四回「杉並会
館、第五回「セシオン杉並
(梅里1 22 32)【参加
費・定員】ワークショップ
第一回~五回/演劇セ
ミナー含む「二〇〇〇円
(三〇〇名)、第五回演劇セ
ミナーのみ「一〇〇〇円
(七〇名)
申し込みは、ハガキ(ハ
ガキ記入例参照)に、また
はの希望も書いて、4月
12日(必着)までに杉並区
文化・交流協会文化係(上
荻窪3 29 5杉並会館内)
へ。電話 5311 7035、ファクス 5311 7038での申し込み可。
定員になり次第締め切
り。

働く方のためのジョイフル教養講座

科目	内容	日時	定員	講師	教材費等
中国語入門	まったく初めての方が対象で会話を基礎から学びます	5月9日~7月11日の毎週火曜日 午後6時30分~8時30分(10回)	25名	李 絳	2350円
ゴルフ教室	これから始める方を対象に、専門の指導員から楽しく学びます。用具のない方でも可	5月12日~6月30日の毎週金曜日 午後7時~8時30分(8回) 会場=高井戸ハイランドセンター	38名	東京ゴルフ学院スタッフ	6400円 (保険料含む)
料理教室	ハーブやスパイスを使った料理を簡単に作ります	5月13日~6月3日の毎週土曜日 午後2時~4時30分(4回)	24名	料理研究家 橋本 幸子	4000円
ジャズ音楽入門	ジャズを通して音楽の楽しさを探してみませんか	5月9日~6月6日の毎週火曜日 午後6時30分~8時30分(5回)	25名	今村 友子	
家康の戦い ~関ヶ原から 大坂の陣へ~	関ヶ原から大坂の陣にいたる家康の覇権確立の動きをわかりやすく~三成と家康 関ヶ原 秀頼と家康 大坂の陣	5月13・27日、6月3・24日いずれも土曜日の午後2時~4時(4回)	30名	専修大学講師 館鼻 誠	
ワープロ入門	ワープロに初めて触れる方に、機器の取り扱いから簡単な文書の作成まで	土曜日コース6月17日 日曜日コース6月18日午前10時~午後3時、のいずれかを選択	各20名	㈱読売・日本テレビ文化センター講師	300円
運動不足の方のための健康体操教室	運動不足の方に。無理のない効果的なプログラムで楽しく体操ができます	5月13日~6月24日の毎週土曜日(6月10日を除く) 午前10時~正午(6回)	30名	山田 利香 大兼 利香 仁奈	300円 (保険料)

いずれも金曜日の午前10時
~正午【会場】向陽中学校
クラブハウス(下高井戸3
24 1)【講師】尾見七重
さん【対象】区内在住・在勤・
在学の方【定員】二〇〇名
【参加費】無料(教材費な
どは自己負担)
希望者は、往復ハガキ(ハ
ガキ記入例参照)で、4月
20日(消印有効)までに板
橋喜美(〒168 0073下
高井戸3 8 12)へ。申
し込み多数の場合は、抽
選。
問い合わせも、板橋 3
302 4934へ。
男女平等推進センター
公開講座
ストーカー
あなたが狙われたとき
社会問題になっているス
トーカー犯罪に対する予防

と対処について考えます。
【日時・内容】4月22日
午後2時~4時(1時40
分開場)【会場】男女平等推
進センター(荻窪1 56
3ゆう杉並)【講師】翻訳家・
「ストーカー被害者の
会」代表・秋岡史さん【定
員】三〇〇名(先着順)【参加
費】無料
希望者は、直接会場へ。
問い合わせも、同センタ
1 3393 4410
車での来場はご遠慮く
ださい。託児(1歳~就
学前)希望の方は、ハガ
キ(ハガキ記入例参照)

で、4月10日(必着)ま
でに同センター(〒167
0051荻窪1 56
3)へ。ファクス3393 4714での
申し込み可。
働く方のための
ジョイフル教養講座
【日時・内容・定員】左
表のとおり【会場】勤労福
祉会館(桃井4 3 2)
【対象】区内在住・在勤の
勤労者で全日程出席できる
方【参加費】無料(教材費
などは自己負担)
申し込みは、往復ハガキ
(ハガキ記入例参照)一枚

4月から法律相談が一部廃止に
井荻、浜田山、西荻、桜上水北の各サービスコーナーで行っていた法律相談は、3月末で廃止になりました。
(区政相談課、荻窪サービスコーナーは従来通り行いますのでご利用ください)
- 問い合わせは、区政相談課へ。

【日時・テーマ・講師】
4月21日、成年後見制度
■千葉大学教授・新井誠さ
ん 28日「遺言と相続」
■弁護士・安彦和子さん/い
ずれも、金曜日の午後2時
~4時【会場】消費者セン
ター(阿佐谷南1 36 4)
【定員】五〇名【参加費】
無料
申し込みは、往復ハガキ
(ハガキ記入例参照)で、
4月11日(必着)までに消
費生活課(〒166 0004
阿佐谷南1 36 4)へ。
申し込み多数の場合は、抽
選。
問い合わせも、同課 3
314 3643へ。

に(科目)に職業(勤務先
の住所・電話番号)も書い
て、4月14日(必着)まで
に杉並区勤労者福祉協会
(〒167 0034桃井4
3 2)へ。申し込み多数
の場合は、抽選。
問い合わせも、同協会
3397 2521(水曜
日曜・祝日は除く)へ。
くらしイキキ講座
老後の財産は大丈夫?
【日時・テーマ・講師】
4月21日、成年後見制度
■千葉大学教授・新井誠さ
ん 28日「遺言と相続」
■弁護士・安彦和子さん/い
ずれも、金曜日の午後2時
~4時【会場】消費者セン
ター(阿佐谷南1 36 4)
【定員】五〇名【参加費】
無料
申し込みは、往復ハガキ
(ハガキ記入例参照)で、
4月11日(必着)までに消
費生活課(〒166 0004
阿佐谷南1 36 4)へ。
申し込み多数の場合は、抽
選。
問い合わせも、同課 3
314 3643へ。

訂正とおわび
21日付広
報4ページ「高千穂商科大
学12年度前期・総合科目」
の表中、5月9日の講師の
お名前は「川野辺修さん」
の誤りでした。同6ページ
区民相談の表中「高齢者の
専門健康相談」の日時は
「第1・2・4火曜日(内
科)・金曜日(整形外科)」
の午後1時~3時(第5金
曜日は休み)の誤りです。
同8ページ「人口と世
帯」中、住民登録人口の増
減数は「308減」の誤りです。

【日時】4月21日 午後
1時30分~3時30分【会場】
上井草保健センター(上井
草3 8 19)【内容】もつ
と詳しく知ろう!食品交換表
の使い方【講師】立川第一
相互病院管理栄養士・内山
静香さん【対象】区内在住・
在勤の方【定員】三〇名
【参加費】無料
申し込み・問い合わせは、
電話で同センター 339
4 1212へ。定員にな
り次第締め切り。

**区議会情報公開条例が
施行されます**
区内に在住・在勤・
在学の方、区内に事務
所または事業所をお持ち
の方等は、議会に関
する情報を公開請求で
きます。
詳しいことについて
の問い合わせは、区議
会事務局へ。



和泉・松ノ木・上井草ふれあいの家

【勤務内容】ふれあいの家で行う給食サービス(夕食)のお弁当をセンターの車で高齢者の自宅まで配達【募集条件】60歳くらいまでの方。要普通運転免許【募集人員】各センター二名ずつ【勤務時間】月・土のうち週三日程度。午後4時〜5時30分くらい【時給】一〇〇円

【勤務内容】ふれあいの家で行う給食サービス(夕食)のお弁当をセンターの車で高齢者の自宅まで配達【募集条件】60歳くらいまでの方。要普通運転免許【募集人員】各センター二名ずつ【勤務時間】月・土のうち週三日程度。午後4時〜5時30分くらい【時給】一〇〇円

人格がない場合でも、サービス開始までに前記の法人格の取得が可能なボランティア団体・高齢者福祉に熱意のある団体であれば、対象とします。

説明会を開催しますので運営を希望する団体などはご参加ください。

【日時】4月10日 午後2時〜4時【会場】区役所西棟六階第五会議室

新しい公園が開園

松庵3丁目防災井戸を備えた新設の公園が開園しました。

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

いずれも午前10時〜正午(時間厳守)【参加費】無料

希望者は、直接会場へ。問い合わせは、杉並ファミリーサポートセンター

【日時】4月12日 午後1時〜4時【会場】区役所一階ロビー

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

本の読み聞かせや貸し出しを無償で行っている地域文庫・家庭文庫に、図書などを貸し出します。

申し込みは、4月20日までに中央図書館(〒167-0511 荻窪3-40-23 391-5787)へ。

【期間】7月31日〜8月8日(八泊九日)【派遣先】

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

オーストラリア(ウイロビ市ほか)【対象】区内に保護者とともに在住し、私立・国立中学校などに通う中学一・三年生【内容】ホームステイ(ウイロビ市・五泊六日)、学校訪問(現地生徒との交流)、文化などの学習やシドニーの施設見学など【募集人数】七名【参加費】渡航費用、宿泊費、ホームステイにかかわる費用などの一部、保険料の全額、パスポート取得手数料など総額約一〇万円

申し込みは、応募書類と応募理由を八〇〇字程度にまとめたものを、4月19日(必着)までに教育委員会指導室(区役所東棟六階)へ。

【期間】7月31日〜8月8日(八泊九日)【派遣先】

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

を出される方 問い合わせは、戸籍住民課(戸籍係)へ。

12年度の保険料は、12年4月から13年3月までの国民年金保険料は、一月一万三三〇〇円に据え置きになります(付加保険料を納めている方も一月一万三三〇〇円に据え置き)。

また、12年度分の保険料を4月28日までに、一年分または半年分前納された場合、割引がありますのでご利用ください。

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

を受けるには、所得の制限があります。問い合わせは、国民年金課へ。

障害者の皆さんへ 交通災害共済加入助成制度は廃止になります

今年度から、障害者の交通災害共済加入助成制度は廃止することになりました。なお、これまで助成を受けていた方へは、共済期間満了の前日、別途、交通災害共済期間満了のお知らせをお送りします。

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

これまで通り五〇円(軽油は三〇円)です。問い合わせは、障害者福祉係へ。

地価公示価格の閲覧 平成12年1月1日現在の地価公示価格は、次の場所で閲覧できます。

【閲覧場所】都市計画課(区役所西棟五階)、区政資料室(区役所西棟二階)、各出張所、図書館

新しい公園が開園

松庵わかくさ公園(松庵3丁目)は、仕事と子育ての両立のために、子育ての手助けをしてほしい方(利用会員)と、子育ての手助けができる方(協力会員)が、地域の中で子育ての相互援助をするための会員組織です。

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

【日時・会場】第一回 4月5日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第二回 5月9日、社会福祉会館(阿佐谷南1-16-7) 第三回 6月17日、産業商工会館(阿佐谷南3-2-19)

平成12年度消費生活調査員

Table with 4 columns: 氏名, 住所, 氏名, 住所. Lists names and addresses of surveyors across various wards like 松ノ木, 成田東, 和田, etc.

5月から「コミュニティ通信」は毎月11日号に移ります

地域	施設名	電話番号
永福和泉	地区民センター	5300・9411
方南	区民集会所	3322・4225
下高井戸	区民集会所	5374・6192
高円寺	地区民センター	3317・6611
和田	区民集会所	5340・6272
阿佐谷	地区民センター	3314・7211
梅里	区民集会所	3317・3310
荻窪	地区民センター	3398・9125
本天沼	区民集会所	5310・4633
西荻	地区民センター	3301・0811
西荻南	区民集会所	3335・5444
井草	地区民センター	3301・7720
四宮	区民集会所	3395・5085
八高	区民集会所	3394・0989
上高井戸	地区民センター	3331・7841
	区民集会所	3329・0605

4・5月の各種教室

教室・講座名/講師名(定員)	開催日・時間	材料費等
永福和泉地域区民センター		
土曜おはなし会/おはなしのグループ (参加自由)	4月8・22日 午後2時30分～3時30分	無料
高円寺地域区民センター		
お茶を愉しむ～突然お茶会に誘われたら/桑原典子 (25)	5月22・29日 6月5・12・19日 午後	2,500円
ストレッチ体操/八木橋規子 (20)	4月17・24日 5月8・15日	80円 (保険料)
阿佐谷地域区民センター		
ウォーキング・ウォーキング～正しい歩き方で美しく/桐山悦子 (30)	5月24・31日 6月7日	毎回20円 (保険料)
男の料理教室～魚をおろしておいしく調理/鐘ヶ江富士夫 (24)	5月11日	1,000円
話し方教室～なぜ話すことが苦手? /中原恵美子 (20)	5月15・29日 6月6・20日	無料
三泉湖緑地と塚山公園の自然観察/島田純子 (25)	5月16日	20円 (保険料)
土ようえほんとお話の会 (参加自由)	4月1・15日 午後2時～3時	無料
荻窪地域区民センター		
おもちゃの病院～こわれたおもちゃを修理します (参加自由)	4月9日、5月14日 午後2時～4時 (受付終了3時30分)	無料
ロシア文学に見るスラブの心/金本源之助 (40)	5月10・17・24・31日 6月7・14日	50円 (教材費)
中国語初級～旅行に役立つ言葉/兵頭和美 (30)	5月16・23・30日 6月6・13・27日	50円 (教材費)
オリエント文明の再発見～エジプト・メソポタミア文化を中心に/矢島文夫 (40)	6月1・8・15・22・29日 7月6日 午後2時～4時 (締切5月10日)	50円 (教材費)
西荻地域区民センター		
やさしい囲碁入門/平山雅教 (24)	5月6・13・20・27日 6月3日	無料
朗読教室～伝える喜び、伝わる喜び/鈴木淑恵 (30)	5月18・25日 6月1・8・15・22日	無料
楽しいウクレレ入門～ウクレレをお持ちの方へ/小出茂 (25)	5月17・31日、6月7・21日 7月5・19日	420円 (資料代)
ベタンク～幅広い年齢層で楽しめます/土肥浩 (30)	5月9・16・23・30日 午後1時～3時	20円 (保険料)
井草地域区民センター		
女声コーラス入門～なつかしい歌を中心に/須崎由紀子 (30)	5月15・22・29日 6月5・12・19日	100円 (楽譜代)
薬草教室～26日は都立薬用植物園に現地集合/田中孝治 (25)	5月19・26日	
男の料理/原和子 (24)	5月20日 午前11時～午後1時	800円
おもちゃの病院～こわれたおもちゃを修理します/松尾達也 (参加自由)	4月8・22日 午後2時～4時 (受付終了3時30分)	無料
スポーツ吹矢～障害をお持ちの方も楽しめます/相楽豊 (30)	5月12・19・26日 6月2日	毎回20円 (保険料)
高井戸地域区民センター		
気軽に茶の湯を楽しみましょう～裏千家/曾根宗考 (30)	5月12・26日 6月9・23日	2,000円
肩と腰のコンディショニング/トレーニング/近藤宏樹 (40)	5月11・18・25日 6月1日 午後1時～3時	毎回20円 (保険料)
おはなしひろば/ジルベルトの会 (参加自由)	4月15・22日 午後2時～3時	無料

(注) 1. 1回約2時間。時間はおおむね、午前は10時、午後は1時30分から。
2. は実費がかかる場合があります。

各地域区民センターと各
区民集会所では、4・5月
の各種教室を左表のとおり
開きます。参加費は無料
(材料費や傷害保険料は自
己負担)です。
申し込みは、往復八ガキ
(5面八ガキ記入例参照)
で、4月20日(必着)まで
に該当の施設へ。申し込み
多数の場合は、抽選。
問い合わせも、該当の施
設へ。
託児あり。

4月からの
トレーニング機器
使用講習会
各地域区民センターのト
レーニング室を利用するた
めの機器使用講習会は4月
1日より上井草スポーツセ
ンター(上井草334
1)での講習会のみになり
ます。
【日時】スポーツセンタ
ー開館日の午前9時～午後
9時【対象】16歳以上の健
康な方【施設使用料】四〇
〇円

阪神淡路大震災をきつ
かにボランティアを始めた
【日時】5月20日 午後
2時～4時【出演】講演と
折り紙実演「榎戸敬子、フ
ルーツ」伊藤栄子、ピアノ
小林浩子【定員】四五名
【参加費】無料
申し込みは、往復八ガキ
(5面八ガキ記入例参照)
で、5月9日(必着)まで
に同センターへ。申し込み
多数の場合は、抽選。

フリーマーケット
【応募資格】区内在住の
方、各日二〇組。ただし、
食料品・電気製品は不可
【参加費】一〇〇〇円
申し込みは、いずれも
往復八ガキ(5面八ガキ記
入例参照)にはグループ
名、代表者名、参加内容
(演目、点茶、作品など)
は、出展希望日、出展品
目も書いて、4月8日(必
着)までに同センターへ。
申し込み多数の場合は、抽
選。

楽しいお祭りです。
【日時】4月22日 午前
10時～午後2時【内容】パ
ソコン館、ゲーム館、クイ
ックマツサージ、ミニアー
トギャラリー、和田屋台
村、シヨータム、リサイ
クル自転車の販売、風船パ
ー大会【参加費】無料
希望者は、直接会場へ。

【日時】5月20日 午後
2時～4時【出演】講演と
折り紙実演「榎戸敬子、フ
ルーツ」伊藤栄子、ピアノ
小林浩子【定員】四五名
【参加費】無料
申し込みは、往復八ガキ
(5面八ガキ記入例参照)
で、5月9日(必着)まで
に同センターへ。申し込み
多数の場合は、抽選。

【日時】4月22日 午前
10時～午後2時【内容】パ
ソコン館、ゲーム館、クイ
ックマツサージ、ミニアー
トギャラリー、和田屋台
村、シヨータム、リサイ
クル自転車の販売、風船パ
ー大会【参加費】無料
希望者は、直接会場へ。

【日時】4月26日 午後
1時～3時30分(雨天決
行)【解説】武蔵野の文
学、主宰・上島光正さん
【コース】くし揚げ、ばん
亭、サトウハチロー旧居
跡、根津神社(つつじ苑)
夏目漱石「猫の家」跡
敷下通り、観潮楼「鷗外旧
居」「終焉地」跡、鷗外記念
館「書籍」発刊地、団子
坂、千駄木【定員】四〇名
【参加費】無料
申し込みは、往復八ガキ
(5面八ガキ記入例参照)
で、4月10日(必着)まで
に同センターへ。申し込み
多数の場合は、抽選。

【日時】4月26日 午後
1時～3時30分(雨天決
行)【解説】武蔵野の文
学、主宰・上島光正さん
【コース】くし揚げ、ばん
亭、サトウハチロー旧居
跡、根津神社(つつじ苑)
夏目漱石「猫の家」跡
敷下通り、観潮楼「鷗外旧
居」「終焉地」跡、鷗外記念
館「書籍」発刊地、団子
坂、千駄木【定員】四〇名
【参加費】無料
申し込みは、往復八ガキ
(5面八ガキ記入例参照)
で、4月10日(必着)まで
に同センターへ。申し込み
多数の場合は、抽選。

【日時】4月26日 午後
1時～3時30分(雨天決
行)【解説】武蔵野の文
学、主宰・上島光正さん
【コース】くし揚げ、ばん
亭、サトウハチロー旧居
跡、根津神社(つつじ苑)
夏目漱石「猫の家」跡
敷下通り、観潮楼「鷗外旧
居」「終焉地」跡、鷗外記念
館「書籍」発刊地、団子
坂、千駄木【定員】四〇名
【参加費】無料
申し込みは、往復八ガキ
(5面八ガキ記入例参照)
で、4月10日(必着)まで
に同センターへ。申し込み
多数の場合は、抽選。

【日時】4月8日、9
日 午前10時～午後4時
(雨天決行)【内容】書
道・手工芸などの作品展
示、プール無料開放、模擬

【日時】4月8日、9
日 午前10時～午後4時
(雨天決行)【内容】書
道・手工芸などの作品展
示、プール無料開放、模擬

【日時】4月8日、9
日 午前10時～午後4時
(雨天決行)【内容】書
道・手工芸などの作品展
示、プール無料開放、模擬

【日時】4月8日、9
日 午前10時～午後4時
(雨天決行)【内容】書
道・手工芸などの作品展
示、プール無料開放、模擬

【日時】4月8日、9
日 午前10時～午後4時
(雨天決行)【内容】書
道・手工芸などの作品展
示、プール無料開放、模擬

【日時】4月8日、9
日 午前10時～午後4時
(雨天決行)【内容】書
道・手工芸などの作品展
示、プール無料開放、模擬

4月1日

区役所の事務室が一部変更になります

西棟		中棟		東棟	
10階	会議室A・B				
9階	食堂 売店				
8階	選挙管理委員室 選挙管理委員会事務局 監査委員室 監査委員事務局 第9会議室				
7階	[生活経済部]管理課 交通災害共済 [地域振興部]地域振興課 地域活動推進課 地域施設課 [建築部]営繕課 施設保全担当			[企画部]情報システム課 第8会議室	7階
6階	[地域振興部]防災課 第5会議室(防災センター) 第6会議室 第7会議室	第4会議室		教育長室 教育委員室 教育委員会室 [教育委員会事務局]庶務課 学務課 施設課 指導室 社会教育スポーツ課	6階
5階	[都市整備部]都市計画課 交通企画担当 まちづくり推進課 拠点整備担当 住環境整備担当 住宅課	[区議会]議会傍聴席 第3委員会室 第4委員会室		[企画部]広報課 記者室 [女性・児童部]女性・青少年課 [総務部]職員課 定数・組織担当 [保健衛生部]保健計画課 経理課(入札室) 第3会議室	5階
4階	[土木部]管理課 計画調整課 自転車対策課 公園緑地課	[区議会]議場 第1委員会室 第2委員会室		区長室 助役室 庁議室 [企画部]企画課 予算課 [総務部]総務課 秘書担当	4階
3階	[建築部]指導課 生活道路整備課 建築課 審査担当	[区議会]議長室 副議長室 議員控室 応接室 区議会事務局 区議会案内		[生活経済部]経済勤労課 [厚生部]管理課 福祉課 [高齢者福祉部]計画推進課(庶務係・計画係) 介護保険課 介護支援課(認定係) [女性・児童部]児童課 保育課 第2会議室(農業委員会室)	3階
2階	[企画部]区政情報課 区政相談課(区民相談室) [生活経済部]保養施設等受付(指定旅行会社)	[生活経済部]納税課 [厚生部]国民年金課		[生活経済部]課税課 [地域振興部]外国人登録係 FOREIGN RESIDENTS REGISTRATION [厚生部]国民健康保険課	2階
1階	ロビー 喫茶コーナー	庁舎案内 エントランスホール 収入役室 キャッシュサービスコーナー		[地域振興部]戸籍住民課 [厚生部]福祉・保健相談 障害者福祉課 [高齢者福祉部]計画推進課(高齢者医療係) 介護支援課(管理係・高齢者介護係) 高齢者事業課	1階
地下1階		夜間・休日受付 時間外出入口 杉並区役所内診療所			地下1階
地下2階		駐車場			地下2階

組織の改正に伴い、4月1日から、下図のように事務室が変わります。

凡例/細字=変更なし 太字=4月1日から変更

ザ・プラザFビル

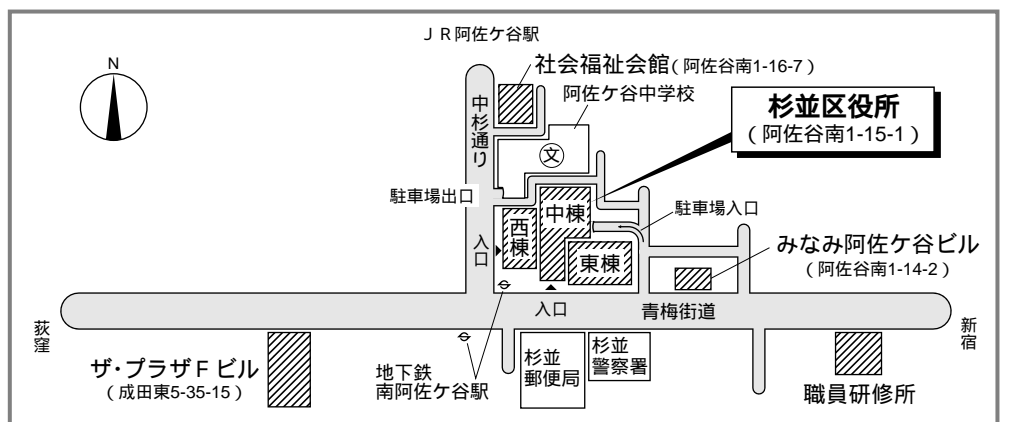
2階	[環境清掃部]清掃管理課 リサイクル清掃課
1階	[環境清掃部]環境保全課

社会福祉会館

6階	(財)さんあい公社
5階	
3階	社会福祉協議会
2階	(社)シルバー人材センター

みなみ阿佐ケ谷ビル

8階	(財)スポーツ振興財団
5階	杉並区文化交流協会 [生活経済部]文化・交流課
4階	[生活経済部]統計係
3階	



杉並区・杉並区議会が アメリカ合衆国に 未臨界核実験停止を要請

3月22日(日本時間23日) アメリカ合衆国ネバダ州の地下核実験施設において行われた未臨界核実験の実施について、原水爆禁止運動の発祥の地である杉並区は、アメリカ合衆国大統領に対し、強く抗議するとともに、今後一切の核実験の停止と世界の核軍縮に向けて先導的な役割を果たすことを求める要請書を送付しました。

区では、昭和48年に区内の良好な生活環境の保全・創出のため「みどりの条例」を制定して、みどりの分野から様々な緑化施策を推進してきました。

なかでも、条例に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合、緑化の計画を建築の確認申請前に届けることになっていました。4月1日より、緑化計画に関する内容が次のように変わりました。

【変更内容】

- 届出対象敷地面積の引き下げ
- 緑化計画の届け出が必要敷地面積が三〇〇以上から二〇〇以上になりました。
- 敷地内に確保する緑地の算出方法を変更
- 緑地の算出式は、敷地面積×(一〇〇×建ぺい率)×緑地率としました。算出した面積(緑地面積)以上の緑地を敷地内に確保していただきます。
- 確保する緑地の算出に、問い合わせは、公園緑地課みどりの係へ。
- これまでの古い様式は使用できません。
- 届け出、相談窓口の変更
- 緑化計画に関する窓口が環境部環境保全課から土木部公園緑地課に変わりました。

区では、昭和48年に区内の良好な生活環境の保全・創出のため「みどりの条例」を制定して、みどりの分野から様々な緑化施策を推進してきました。

なかでも、条例に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合、緑化の計画を建築の確認申請前に届けることになっていました。4月1日より、緑化計画に関する内容が次のように変わりました。

【変更内容】

- 届出対象敷地面積の引き下げ
- 緑化計画の届け出が必要敷地面積が三〇〇以上から二〇〇以上になりました。
- 敷地内に確保する緑地の算出方法を変更
- 緑地の算出式は、敷地面積×(一〇〇×建ぺい率)×緑地率としました。算出した面積(緑地面積)以上の緑地を敷地内に確保していただきます。
- 確保する緑地の算出に、問い合わせは、公園緑地課みどりの係へ。
- これまでの古い様式は使用できません。
- 届け出、相談窓口の変更
- 緑化計画に関する窓口が環境部環境保全課から土木部公園緑地課に変わりました。

区では、昭和48年に区内の良好な生活環境の保全・創出のため「みどりの条例」を制定して、みどりの分野から様々な緑化施策を推進してきました。

なかでも、条例に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合、緑化の計画を建築の確認申請前に届けることになっていました。4月1日より、緑化計画に関する内容が次のように変わりました。

【変更内容】

- 届出対象敷地面積の引き下げ
- 緑化計画の届け出が必要敷地面積が三〇〇以上から二〇〇以上になりました。
- 敷地内に確保する緑地の算出方法を変更
- 緑地の算出式は、敷地面積×(一〇〇×建ぺい率)×緑地率としました。算出した面積(緑地面積)以上の緑地を敷地内に確保していただきます。
- 確保する緑地の算出に、問い合わせは、公園緑地課みどりの係へ。
- これまでの古い様式は使用できません。
- 届け出、相談窓口の変更
- 緑化計画に関する窓口が環境部環境保全課から土木部公園緑地課に変わりました。

区では、昭和48年に区内の良好な生活環境の保全・創出のため「みどりの条例」を制定して、みどりの分野から様々な緑化施策を推進してきました。

なかでも、条例に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合、緑化の計画を建築の確認申請前に届けることになっていました。4月1日より、緑化計画に関する内容が次のように変わりました。

【変更内容】

- 届出対象敷地面積の引き下げ
- 緑化計画の届け出が必要敷地面積が三〇〇以上から二〇〇以上になりました。
- 敷地内に確保する緑地の算出方法を変更
- 緑地の算出式は、敷地面積×(一〇〇×建ぺい率)×緑地率としました。算出した面積(緑地面積)以上の緑地を敷地内に確保していただきます。
- 確保する緑地の算出に、問い合わせは、公園緑地課みどりの係へ。
- これまでの古い様式は使用できません。
- 届け出、相談窓口の変更
- 緑化計画に関する窓口が環境部環境保全課から土木部公園緑地課に変わりました。

建築行為等に伴う緑化計画の調整基準等が変わりました